

規制改革に関する指定生乳生産者団体制度に
ついての申入れ（決議（案））

平成二十八年四月十四日
自由民主 党
農林水産戦略調査会
農 林 部 会
畜産・酪農対策小委員会

我が国酪農の生産基盤が低下する中で、我が党としては、指定団体制度の仕組みや各団体の実態については、課題もあり、酪農家目線に立った見直しの必要性があると考え、昨年、「生乳流通・取引体制等検討WT」において提言し、酪農家の所得向上を図る観点から、①乳価交渉力の強化、②中間コストの削減、③物流コストの削減等の指定団体制度の機能強化について適切な対応策をとることとしたところであり、今後とも、さらに鋭意、検討を行っていくことにしている。

生乳は腐敗しやすく、日々・季節毎に供給・需要ともに変動する等の特性があり、今後とも、指定団体の果たしている重要な役割である①乳業メーカーとの交渉、②条件不利地域を含む集乳の引き受けや集送乳の効率化、③価格の高い飲用乳と低い加工原料乳の調整などの機能を引き続き堅持することが必要である。

指定団体制度の仕組みは、我が国の酪農を将来にわたって発展させていく上で、重要な制度であり、その廃止は、我が国酪農に大きな混乱をもたらし、懸念される。去る四月八日付けの規制改革会議の「現行の指定生乳生産者団体制度は廃止する」との提言については、例えば消費地から遠い零細な酪農家や離島の酪農家に与える影響や飲用向けに供給が偏ることによる需給の混乱等について十分に検討がされているとは考えられず、従って、このような不十分な検討状況の下で制度を廃止するという結論を出すことは、受け入れられない。

よって政府においては、拙速に結論を出すのではなく、今後、党における議論を踏まえ、十分な調整を経て改革の方向性を示すよう強く申し入れる。

右決議する。

以上